

石川県感震ブレーカー設置促進事業費補助金 実施要領

第1 目的

この要領は、石川県（以下「県」という。）が、大規模地震発生時の電気火災の防止及び被害を抑制するため、住宅における感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用について補助する「石川県感震ブレーカー設置促進事業費補助事業」の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

県は、住宅のために感震ブレーカーを購入し、設置する者に対し、当該感震ブレーカーの購入及び設置に要した費用の一部を補助する。

第3 補助対象者

石川県感震ブレーカー設置促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）のうち、感震ブレーカーの購入及び設置に係る費用の補助を受ける者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内の戸建て住宅・共同住宅・長屋（それぞれ賃貸住宅を含む。）に居住し、その住宅のために、感震ブレーカーを購入・設置した者
- (2) 県内賃貸住宅（戸建て住宅・共同住宅・長屋を含む。）を所有し、その住宅のために、感震ブレーカーを購入・設置した者（県外に居住し、かつ県内に賃貸住宅を所有している者を含む。なお、原則、全戸に設置した場合に限る。）

第4 補助対象製品の要件

補助対象の感震ブレーカーは、「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン（内閣府）」に基づき、次の要件を満たす製品であることを必要とする。

- (1) 分電盤タイプ（内蔵型・後付型）については、一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007 付 2）の規定に定める構造及び機能を有するもの
- (2) コンセントタイプ及び簡易タイプについては、一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているもの
- (3) 令和7年7月1日以降に購入したもの

第5 補助対象経費

本補助金の交付対象となる経費は、住宅のために感震ブレイカーを購入及び設置するため要した費用とする。

第6 補助金額

本補助金の額は、感震ブレイカーの購入及び設置に要した費用の2分の1に相当する額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、感震ブレイカーの種類に応じて上限額を設け、次のとおりとする。ただし、補助金の交付対象となる感震ブレイカーの基（個）数は、1戸につき1基（個）までとする。

種 類	補助率	補助上限額
分電盤タイプ（内蔵型）	購入・設置費用 の2分の1	30,000円
分電盤タイプ（後付型）		
コンセントタイプ		3,000円
簡易タイプ		

第7 申請方法等

1 申請書類

① 補助金交付申請（実績報告）書（様式第1号その1）
② 設置完了後の写真 ※高機能認定証票や消防防災推奨マークが明瞭に写っているもの
③ 領収書等（写し） ※購入年月日、販売店名、販売店住所、購入費（設置費）が確認できるもの。他、振込による支払いの場合は振込証明書、カード払いは利用明細書等
④ 通帳又はキャッシュカード（写し） ※金融機関名、店舗名（店番号）、口座番号、口座名義人が確認できるもの
⑤ マイナンバーカード（表面）、運転免許証等の申請者の住所が確認できる書類（写し）
⑥ 申請に関する誓約書（様式第1号その2） 町内会等の場合、上記①～⑥に加えて下記を提出
⑦ すべての構成員の住所・氏名が分かる名簿（任意様式） 新築住宅など領収書の発行が困難な場合、③に代えて下記を提出
⑧ 住宅メーカー等の押印付の証明書（様式第1号その3）

2 申請方法

申請書類は県へ、電子申請、郵送、持参のいずれかにより提出するものとする。

【提出先】

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県危機管理部消防保安課 消防グループ

3 受付期間

令和7年7月1日（火）～令和8年3月31日（火） ※必着

第8 交付決定

知事は、交付申請書等の提出があった場合において、その内容を審査した上で、その交付申請書等の内容が補助金の交付の要件に適合すると認めるときは、交付の決定及び交付すべき額を確定し、当該補助対象者に通知するものとする。

第9 補助金の請求

交付決定の通知を受けた補助対象者が交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和7年7月1日から施行する。